

旧竹林院庭園調査業務 仕様書

業 務 名：旧竹林院庭園調査業務

履行場所：旧竹林院庭園（滋賀県大津市坂本五丁目 2 番 1 3 号）

契約期間：令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

文化財名称：名勝 延暦寺坂本里坊庭園 旧竹林院庭園

国名勝庭園指定日：平成 1 0 年（1 9 9 8 年）1 2 月 8 日

指定面積：2 8 2 3. 6 3 m²

1. 業務目的

本庭園は延暦寺東塔北谷に属する里坊で、江戸時代を通じて里坊としての命脈を保ったが、明治時代に入り資産家の手に渡り別荘として整備された。庭園内の主屋が、屋根瓦の墨書から明治 30 年（1897）に上棟したと考えられていることから、現在の庭園の原型もこの時に形作られたと考えられている。

主屋の位置する東北部の平坦地に向かって緩やかに下る傾斜面が庭園となっている。流れと滝を主体として、2 つの茶室や四阿をめぐって回遊することができる園路庭園とする。石組の流れは勾配が緩やかで、随所に石で堰を設けてたまりやせせらぎを作るなど、ゆったりとした流れの中に変化に富んだ意匠を取り入れている。

現在、庭園の水路底部のモルタルの割れ、剥がれが発生しており、漏水が起こっている箇所がある。その漏水が見学者用の通路にまで広がっている地点もあり、滑りやすく危険である。また、滝から流れ落ちた水は流れが悪く、水路全体に水が行き届いていない。そのため、水が溜まらずに干上がっている部分がある。そして、排水についても健全とは言えない状態にある。

また、水路だけでなく、樹木が全体的に大きくなりすぎて庭が暗くなっている部分もあり、例年多くの来訪者がある中で、かかる状態は保存だけでなく活用の面でも好ましい状態とは言えない。

本業務では、上記に関する庭園の毀損調査、修理方針の検討等を行い、名勝庭園としてあるべき姿を取り戻し、健全な庭園として価値を保つことを目的とする。また業務内容については、意見交流会にて、有識者から意見を募るものである。

2. 業務内容

（1）基礎資料の整理

平成 1 0 年に国指定名勝庭園として指定を受けた内容及び庭園状態を理解する。

加えて、資料整理を行い、旧竹林院庭園の概要やとりまく環境を整理する。

（2）庭園調査

水路等について現地調査を行い、現状を把握し体系立てる。

（3）現状における課題の整理

庭園調査に基づき抽出された課題を整理し、課題を明確化する。また、基本的対応を検討する。

（4）修理方針の策定

課題を勘案した上で、修理方針を策定する。

(5) 修理方法の策定

修理方針のもと、修理仕様を策定する。

(6) 概算工事費の算出

策定した修理仕様に基づいて、概算工事費を算出する。

(7) 打合せ協議

業務着手時、意見交流会前後の打合を適宜実施する。

(8) 意見交流会補助

年2回開催する意見交流会資料を作成し、意見交流会の開催を補佐するとともに協議概要を取りまとめる。

意見交流会開催予定

第1回 令和7年7月頃(予定)

項目: 修理方針の策定、課題の整理、基礎資料の整理

第2回 令和7年12月頃(予定)

項目: 調査報告書の作成、修理方法の策定、概算工事費の算出

(9) 調査報告書の作成

これまでの調査及び意見交流会の協議概要、修理方針などを取りまとめて報告書として作成する。

3. その他

(1) 文化財保護課との対応

調査にあたり、文化庁文化財第二課・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課・大津市民部文化財保護課との協議内容を踏まえること。また、必要に応じて協議し、協議資料の作成等も行うこと。

(2) その他

- ・業務を主に担当する者は、文化財庭園の整備基本計画書作成に関する実績があり、文化財庭園について精通していること。
- ・仕様書に明記がない事項であっても、本調査遂行に必要なことについては、担当者の指示に従い実施すること。
- ・現地を確認する際には、旧竹林院指定管理者である坂本観光協会と日程を調整すること。

4. 成果品

(1) 調査報告書

A4版 データー式

(2) 意見交流会資料、協議資料

A4版 ファイル綴じ、各10部

(3) 成果品データ

Word形式、CD-ROM、1枚